

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県議会事務局秘書室

電話番号 054-221-2565

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第3号

(2) 業務名

令和4年度静岡県議会事務局議員接遇関連業務

(3) 業務場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県議会事務局内

(4) 業務概要

静岡県議会議員控室での議員接遇業務

(5) 業務期間

令和4年5月9日から令和5年3月31日まで

4 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本県における一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 一般労働者派遣事業の許可番号を有する者であること。

(4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 静岡市内に本社又は営業所等の営業の拠点を有する者であること。

(7) 平成28年度以降に、国、地方公共団体において、1年以上の期間にわたり、対面による受付業務の実績があること。

(8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）であると認められる者。
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等であると認められる者。
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者。
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者。
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結していると認められる者。

5 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和4年4月19日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号
静岡県議会事務局秘書室（県庁本館3階）
電話番号 054-221-2565

(3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により、入札参加資格確認申請書等を令和4年4月20日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に入札説明書の交付場所に提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年4月22日（金）午前10時30分

(2) 入札の場所

静岡県葵区追手町9番6号 静岡県庁本館4階401会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。

(3) 照会窓口は静岡県議会事務局秘書室（電話054-221-2565）とする。

(4) 現場説明会は行わない。